

## 第2回予備調査委員会

平成20年11月27日(木) 午後5時30分～7時 農学部3号館105号室

出席：太田、久保田、本間、青木、池田(事務)

### 議事概要

会議開始から約1時間被申立者から事情聴取した。被申立者退席後今後の対応を検討し、申立者の聴取を行うこととした。聴取内容と議事の概要は資料として添付した(資料3)。

## 第3回予備調査委員会

平成20年12月24日(木) 午後5時00分～7時 農学部3号館105号室

出席：太田、久保田、大竹、本間、青木、池田(事務)

### 議事概要

会議開始から約1時間30分申立者から事情聴取した。申立者退席後報告書の作成方針について協議した。聴取内容と議事の概要は資料として添付した(資料4)。

### 3. 予備調査委員会の結論

予備調査委員会は申立書および申立者と被申立者からの事情聴取結果と提出資料を検討し、申立事項ごとに以下の結果と結論を得た。以下申立書語句は「」で示し、この報告書で強調する語句は「」で示した。

#### (1) 申立書第1項「典拠文献の選択における不正」について

ここで申立者は被申立者が「水産学会誌記事」で引用した「藤木らの報告」は「いかなる図書館でも閲覧できない文献である」こと、被申立者は「まったく入手できない報告を引用しながら、専門家向きに公開された論文を文献に示さないという研究者倫理違反を犯しています。これは、読者が鈴木教授が典拠とする実験結果を、直接見ることを妨げる不正行為と考えます」としている。ここで「専門家向けに公開された論文」というのは申立書の引用文献4であり、U.S. Environmental Protection AgencyのEnvironmental Research Laboratoryが1976年10月に主催した日米専門家会議の報告書に掲載された、「藤木らの報告」の英語版と見なすことのできる報告である。

被申立者の「藤木らの報告」の入手先である水俣病資料館から予備調査委員が入手を試みたところ、写しを入手できた。従って全く入手できない文献ではないと考えられる。また、被申立者は上記日米専門家会議の報告を知らず、典拠とすることはできなかった。

なお、「藤木らの報告」は公的資金(環境庁(現環境省)の資金)による委託事業として30年以上も前に行われたものであるため、その結果は基本的に請求に応じて公開されるべきものである。もし環境省に請求して当該報告が入手できないならば、その責めの一部は環境省が負うべきものであろう。

以上のことから、被申立者の典拠文献の選択を不正であると断定することは難しいと言わざるを得ない。

#### (2) 申立書2-1項「典拠文献の結論の無視と逆転利用」について

この事項においては、被申立者は記事のなかで引用した「藤木らの報告」の結論を「完全無視して自説に執着しているだけでなく、この結論が、直接みられないという事情を利用して、この報告を、その逆である自説を支持する実験結果として引用しています」としている。

被申立者が「直接みられないという事情を利用」したかどうかについては事情聴取で明確にすることはできなかったが、一般にある科学論文のデータをその論文の著者の結論に